

パーソナルデータに関する検討会の運営について

平成 25 年 9 月 2 日
パーソナルデータに関する
検討会座長決定

「パーソナルデータに関する検討会の開催について」（平成 25 年 6 月 14 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）第 7 項に基づき、パーソナルデータに関する検討会（以下「検討会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

- 1 検討会の行う調査・検討内容については、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」に対し報告するものとする。
- 2 検討会には、座長代理を置き、座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 検討会会合は公開とする。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会会合終了後速やかに公開する。
- 4 検討会会合で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
- 6 ワーキンググループの構成員は、パーソナルデータに関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- 7 ワーキンググループには、主査を置くこととし、主査は、検討会の委員の中から座長が指名する。
- 8 ワーキンググループの行う調査・検討内容については、随時検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

技術検討ワーキンググループの運営について

平成 25 年 9 月 2 日
パーソナルデータに関する
検討会座長決定

「パーソナルデータに関する検討会の運営について」(平成 25 年 9 月 2 日パーソナルデータに関する検討会座長決定) 第 5 項に基づき、座長は、検討会に技術検討ワーキンググループを置くこととし、運営について以下のとおり決定する。

- 1 ワーキンググループには、主査代理を置き、主査代理は、委員のうちから主査が指名する。
- 2 ワーキンググループは、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 ワーキンググループ会合は非公開とする。ただし、ワーキンググループ主査が適当と認める府省の傍聴を許すことができる。
なお、議事要旨を作成し、ワーキンググループ会合終了後速やかに公開する。
- 5 ワーキンググループ会合で配布された資料は、会合終了後速やかに公開する。ただし、ワーキンググループ主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 6 ワーキンググループの庶務は、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、ワーキンググループ主査が定める。